

四半期報告書

(第9期第3四半期) 自 平成 21 年 10 月 1 日
至 平成 21 年 12 月 31 日



(E03610)

第9期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	34
3 【役員の状況】	35
第5 【経理の状況】	36
1 【四半期連結財務諸表】	37
2 【その他】	51
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	54

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月10日

【四半期会計期間】 第9期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6268-7400(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役財務部長 野村 眞

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社財務部グループリーダー 大橋 寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス東京本社
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第3四半期連結 累計期間	平成21年度 第3四半期連結 累計期間	平成20年度 第3四半期連結 会計期間	平成21年度 第3四半期連結 会計期間	平成20年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	762,315	667,971	275,061	213,709	979,276
うち信託報酬	百万円	24,683	19,058	5,845	4,590	35,414
経常利益	百万円	77,543	138,635	26,164	61,183	114,402
四半期純利益	百万円	114,657	121,118	28,267	35,525	—
当期純利益	百万円	—	—	—	—	123,910
純資産額	百万円	—	—	2,413,769	2,241,262	2,178,084
総資産額	百万円	—	—	39,217,191	40,125,145	39,863,143
1株当たり純資産額	円	—	—	△19,829.72	50.94	△303.63
1株当たり四半期純利益金額	円	10,120.10	109.39	2,521.21	30.87	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	76.27
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	5,211.63	51.25	1,162.04	14.16	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	53.83
自己資本比率	%	—	—	5.8	5.3	5.1
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	548,104	983,817	—	—	1,469,230
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△748,545	△1,213,230	—	—	△1,155,104
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△84,441	△42,078	—	—	△356,430
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	—	—	868,530	839,805	1,111,291
従業員数	人	—	—	16,714	16,937	16,498
合算信託財産額	百万円	—	—	34,791,778	26,930,649	34,420,340

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「 損益計算書」にもとづいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「 1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

6 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

7 当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成20年度第3四半期連結累計期間及び平成20年度第3四半期連結会計期間につきましては、1株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

		平成20年度 第3四半期連結 累計期間	平成20年度 第3四半期連結 会計期間
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日)
1株当たり純資産額	円	—	△198.29
1株当たり四半期純利益 金額	円	101.20	25.21
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	52.11	11.62

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	16,937[14,228]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員14,584人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	510 [15]
---------	----------

- (注) 1 当社の従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者です。なお、嘱託及び臨時従業員19人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第3四半期連結会計期間の世界経済は、各国の政策に支えられたものではあるものの、昨年秋以来の急激な落ち込みからの持ち直し局面の継続が確認されました。米国では、雇用の削減ペースが鈍化し、個人消費や住宅販売が底打ちしたことから、消費者や企業の心理も引き続き改善しました。欧州経済も、金融機関の不良債権問題や一部の国の財政悪化が警戒されましたが、主要国を中心に改善を示す経済指標の発表が相次ぎました。中国では、自動車販売台数が米国を抜き世界一となるなど、好調な内需を中心に景気拡大基調を維持しました。

わが国でも、緩やかな景気の持ち直しが続きました。金融危機から1年が経過し、アジア向けの輸出は前年比で増加に転じ始めました。生産は、輸出の持ち直しや自動車・家電に対する国内消費の底堅さから回復傾向が続きましたが、ペースは緩慢でした。このため、生産はなお前年の水準を取り戻せず、設備稼働率は6割強にとどまりました。各国政策効果が切れた後の反動懸念も根強く、企業は設備投資には依然慎重でした。一方、雇用に関しては、政策の恩恵を享受できる一部の業種で過剰感が薄らいだこともあり、有効求人倍率や失業率が夏をピークに改善し始めました。しかしながら、需給ギャップはなお大きく、エネルギー価格が昨年の反動で下落する中、国内企業物価、消費者物価(全国、除く生鮮食品)とも、下落傾向が続きました。政府は11月の月例経済報告の中で、3年5ヶ月ぶりに日本経済がデフレ状況にあるとの認識を示しました。

金融資本市場では、米国の低金利政策の長期化観測からドル安の流れが継続しました。円はドル安に加え、11月下旬には、新興国の信用問題が浮上し、対ドルでは85円割れまで一気に円高が進みました。しかし、信用問題の他国への広がりに限定的であったことに加え、12月に日銀が臨時の金融政策決定会合を開催し、資金供給に積極的な姿勢を示したため、年末にかけては90円台に戻りました。日本株は円高に加え、政権交代に伴う先行き不透明感から、11月下旬にかけて、日経平均株価が9,000円近辺まで下落しました。しかし、円高が一服すると株価は上昇に転じ、年末には年初来高値に迫りました。一方、長期金利(新発10年国債市場利回り)は税込不足等の財政悪化がテーマとなり、11月に1.5%近くまで上昇しましたが、来年度予算編成に目処がつくと、過度な需給懸念が薄らぎ、1.2%台を中心とした水準に低下しました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に「経営の健全化のための計画（以下、健全化計画）～りそな再生のための集中再生期間における計画～」(HOPのための計画)、平成16年11月には集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた第2のステージにおける健全化計画として、「サービス業への進化をめざして」(STEPのための計画)、平成18年11月には「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける健全化計画として「選ばれる金融サービス企業をめざして」(JUMPのための計画)を策定・公表し、「事業の選択と集中」や「業務運営の変革」に向けた様々な改革に取り組んでまいりました。

従来のりそなの改革では、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革に取り組むとともに、『りそな』の差別化戦略（「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」）に積極的に取り組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成20年11月に真のリテールバンクの確立を目指す計画として、平成24年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画を公表いたしました。『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」の姿をお示しするべく、あらゆる改革を進めております。

『りそな』の目指すリテールバンクの姿とは、個人・法人を問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築し、お客さま本位のビジネスを行う金融サービス企業であります。個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしております。また、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしております。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、個人のお客さま、中堅・中小企業のお客さまとのお取引からの「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指しております。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、地域に根付いた金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的に対応するなど地域に貢献してまいります。さらに、グループの企業価値向上のため、平成21年4月1日にりそな信託銀行と合併したりそな銀行については、商業銀行の豊富なお客さま基盤と信託銀行の高い専門性を有機的に結合させ、信頼と信認をベースとしたお客さまとのリレーションを軸に、信託機能を活用したソリューションをご提供してまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行っております。

(業績)

当第3四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比2,620億円増加して40兆1,251億円となりました。

資産では、有価証券は前連結会計年度末比1兆1,050億円増加して9兆1,167億円となりましたものの、貸出金は前連結会計年度末比7,167億円減少して25兆7,925億円に、現金預け金は前連結会計年度末比2,390億円減少して1兆1,652億円になっております。

負債につきましては、譲渡性預金が前連結会計年度末比4,646億円増加して1兆466億円に、借入金の前連結会計年度末比4,572億円増加して1兆1,047億円となりましたが、売現先勘定は前連結会計年度末比6,304億円減少して1,599億円に、預金は前連結会計年度末比2,161億円減少して31兆8,916億円となりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比2,677億円増加して12兆6,831億円となりました。

純資産の部につきましては、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末比1,015億円増加して692億円になったことなどにより、前連結会計年度末比631億円増加して2兆2,412億円となりました。なお、優先株式に係る純資産を控除して計算した1株当たり純資産額は50円94銭となっております。

当四半期連結累計期間における経営成績は以下のとおりとなりました。

経常収益は前年同四半期連結累計期間比943億円減少して6,679億円となりました。内訳をみますと、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前年同四半期連結累計期間比702億円減少して4,470億円に、特定取引収益が前年同四半期連結累計期間比148億円減少して272億円となりました。

経常費用は、前年同四半期連結累計期間比1,554億円減少して5,293億円となりました。内訳では、与信費用の大幅な減少などにより、その他経常費用が前年同四半期連結累計期間比1,099億円減少して1,108億円に、預金金利の低下などにより資金調達費用が前年同四半期連結累計期間比368億円減少して688億円となりました。

特別利益につきましては、前年同四半期連結累計期間比1,003億円減少して222億円となりました。これは前年同四半期連結累計期間に当社の連結子会社である株式会社りそな銀行が東京本社ビルを売却した際の売却益を計上したことなどによるものであります。また特別損失は前年同四半期連結累計期間比23億円減少して33億円となりました。なお、法人税等調整額は、前年同四半期連結累計期間比466億円減少して239億円となっております。

以上により、連結経常利益は前年同四半期連結累計期間比610億円増加して1,386億円に、連結四半期純利益は前年同四半期連結累計期間比64億円増加して1,211億円となりました。また1株当たり四半期純利益金額は109円39銭となりました。

当第3四半期連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。

経常収益は前年同四半期連結会計期間比613億円減少して2,137億円となりました。内訳をみますと、その他業務収益が前年同四半期連結会計期間比52億円増加して198億円となりましたが、特定取引収益が前年同四半期連結会計期間比458億円減少して8億円に、貸出金の利回りの低下などにより資金運用収益が前年同四半期連結会計期間比234億円減少して1,451億円となりました。

経常費用につきましては、前年同四半期連結会計期間比963億円減少して1,525億円となりました。内訳をみますと、株式関係損益の改善などにより、その他経常費用が前年同四半期連結会計期間比444億円減少して188億円に、外国為替売買損益の改善などにより、その他業務費用が前年同四半期連結会計期間比402億円減少して51億円に、預金金利の低下などにより資金調達費用が前年同四半期連結会計期間比98億円減少して217億円となりました。

特別利益につきましては、前年同四半期連結会計期間比115億円減少して74億円となりました。

以上により、連結経常利益は前年同四半期連結会計期間比350億円増加して611億円に、連結四半期純利益は前年同四半期連結会計期間比72億円増加して355億円となりました。また1株当たり四半期純利益金額は30円87銭となっております。なお、当社グループの事業中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めております。

国内・海外別収支

当第3四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,221億円、海外は24億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、1,234億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ45億円、3億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では262億円、146億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	135,369	1,908	250	137,027
	当第3四半期連結会計期間	122,189	2,473	1,245	123,417
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	167,569	2,538	1,467	168,639
	当第3四半期連結会計期間	144,377	2,882	2,106	145,152
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	32,200	629	1,217	31,612
	当第3四半期連結会計期間	22,187	408	860	21,735
信託報酬	前第3四半期連結会計期間	5,845	—	—	5,845
	当第3四半期連結会計期間	4,590	—	—	4,590
役務取引等収支	前第3四半期連結会計期間	24,194	88	—	24,283
	当第3四半期連結会計期間	26,176	65	2	26,238
うち役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	36,834	100	—	36,935
	当第3四半期連結会計期間	38,620	81	16	38,686
うち役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	12,640	12	—	12,652
	当第3四半期連結会計期間	12,444	16	13	12,447
特定取引収支	前第3四半期連結会計期間	46,637	—	—	46,637
	当第3四半期連結会計期間	384	—	—	384
うち特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	46,637	—	—	46,637
	当第3四半期連結会計期間	824	—	—	824
うち特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	439	—	—	439
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	△30,988	166	△0	△30,820
	当第3四半期連結会計期間	14,593	104	—	14,698
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	14,539	42	—	14,581
	当第3四半期連結会計期間	19,755	104	—	19,859
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	45,527	△123	0	45,402
	当第3四半期連結会計期間	5,161	—	—	5,161

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別役務取引の状況

当第3四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は386億円、役務取引等費用合計は124億円となり、役務取引等収支合計では262億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	36,834	100	—	36,935
	当第3四半期連結会計期間	38,620	81	16	38,686
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結会計期間	6,787	29	—	6,816
	当第3四半期連結会計期間	6,836	18	—	6,854
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	9,632	69	—	9,702
	当第3四半期連結会計期間	9,053	62	—	9,116
うち信託関連業務	前第3四半期連結会計期間	1,970	—	—	1,970
	当第3四半期連結会計期間	1,727	—	—	1,727
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	4,190	—	—	4,190
	当第3四半期連結会計期間	7,380	—	—	7,380
うち代理業務	前第3四半期連結会計期間	1,883	—	—	1,883
	当第3四半期連結会計期間	2,064	—	—	2,064
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結会計期間	882	0	—	882
	当第3四半期連結会計期間	846	0	—	846
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	3,606	—	—	3,606
	当第3四半期連結会計期間	3,358	—	—	3,358
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	12,640	12	—	12,652
	当第3四半期連結会計期間	12,444	16	13	12,447
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	2,196	—	—	2,196
	当第3四半期連結会計期間	2,157	—	—	2,157

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別特定取引の状況

当第3四半期連結会計期間の特定取引収益は8億円、特定取引費用は4億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	46,637	—	—	46,637
	当第3四半期連結会計期間	824	—	—	824
うち商品有価証券収益	前第3四半期連結会計期間	556	—	—	556
	当第3四半期連結会計期間	239	—	—	239
うち特定取引有価証券収益	前第3四半期連結会計期間	726	—	—	726
	当第3四半期連結会計期間	407	—	—	407
うち特定金融派生商品収益	前第3四半期連結会計期間	43,999	—	—	43,999
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	1,354	—	—	1,354
	当第3四半期連結会計期間	178	—	—	178
特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	439	—	—	439
うち商品有価証券費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	439	—	—	439
うちその他の特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	30,767,881	37,933	1,820	30,803,995
	当第3四半期連結会計期間	31,855,397	36,242	—	31,891,640
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	17,876,673	20,518	—	17,897,192
	当第3四半期連結会計期間	18,552,908	20,361	—	18,573,269
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	12,247,804	17,414	—	12,265,219
	当第3四半期連結会計期間	12,667,241	15,880	—	12,683,122
うちその他	前第3四半期連結会計期間	643,403	—	1,820	641,583
	当第3四半期連結会計期間	635,248	—	—	635,248
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	672,100	—	—	672,100
	当第3四半期連結会計期間	1,046,640	—	—	1,046,640
総合計	前第3四半期連結会計期間	31,439,981	37,933	1,820	31,476,095
	当第3四半期連結会計期間	32,902,037	36,242	—	32,938,280

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,784,616	100.00
製造業	2,769,251	10.74
農業	16,069	0.06
林業	1,555	0.01
漁業	8,393	0.03
鉱業	19,216	0.07
建設業	851,041	3.30
電気・ガス・熱供給・水道業	77,599	0.30
情報通信業	277,360	1.08
運輸業	586,677	2.28
卸売・小売業	2,576,627	9.99
金融・保険業	647,113	2.51
不動産業	2,537,814	9.84
各種サービス業	2,072,746	8.04
地方公共団体	803,901	3.12
その他	12,539,249	48.63
海外及び特別国際金融取引勘定分	56,103	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	56,103	100.00
合計	25,840,719	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。
また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
- 2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成20年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,518,615	44.67

業種別	平成21年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	25,751,428	100.00
製造業	2,866,751	11.13
農業, 林業	16,193	0.06
漁業	9,258	0.04
鉱業, 採石業, 砂利採取業	15,928	0.06
建設業	767,045	2.98
電気・ガス・熱供給・水道業	69,214	0.27
情報通信業	303,137	1.18
運輸業, 郵便業	597,713	2.32
卸売業, 小売業	2,514,775	9.77
金融業, 保険業	640,329	2.49
不動産業	2,251,384	8.74
物品賃貸業	297,285	1.15
各種サービス業	1,691,391	6.57
国, 地方公共団体	860,795	3.34
その他	12,850,223	49.90
海外及び特別国際金融取引勘定分	41,103	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	41,103	100.00
合計	25,792,532	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。
また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
- 2 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。
- 3 「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成21年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,876,959	46.12

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	103,579	0.38	112,856	0.33
有価証券	0	0.00	6,366,594	18.50
信託受益権	25,451,983	94.51	26,519,268	77.04
受託有価証券	878	0.00	501	0.00
金銭債権	304,212	1.13	353,466	1.03
有形固定資産	664,220	2.47	678,554	1.97
無形固定資産	3,481	0.01	3,570	0.01
その他債権	9,652	0.04	10,228	0.03
銀行勘定貸	369,670	1.37	345,877	1.00
現金預け金	22,971	0.09	29,421	0.09
合計	26,930,649	100.00	34,420,340	100.00

負債

科目	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	6,998,048	25.99	13,452,937	39.08
年金信託	3,436,255	12.76	4,173,367	12.13
財産形成給付信託	1,085	0.00	1,060	0.00
投資信託	14,688,936	54.54	14,820,506	43.06
金銭信託以外の金銭の信託	239,687	0.89	117,901	0.34
有価証券の信託	332,792	1.24	527,750	1.53
金銭債権の信託	318,556	1.18	373,541	1.09
土地及びその定着物の信託	126,979	0.47	120,071	0.35
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,965	0.01	4,689	0.01
包括信託	785,341	2.92	828,512	2.41
合計	26,930,649	100.00	34,420,340	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社

当第3四半期連結会計期間末 株式会社りそな銀行

前連結会計年度末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	510	0.44
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	20	0.02
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	289	0.25
卸売・小売業	468	0.40
金融・保険業	25,795	22.20
不動産業	4,624	3.98
各種サービス業	730	0.63
地方公共団体	—	—
その他	83,755	72.08
合計	116,194	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれています。

	前第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	70,461	60.64

業種別	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	407	0.39
農業, 林業	—	—
漁業	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
建設業	6	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業, 郵便業	233	0.23
卸売業, 小売業	204	0.20
金融業, 保険業	25,299	24.42
不動産業	3,566	3.44
物品賃貸業	—	—
各種サービス業	476	0.46
国, 地方公共団体	—	—
その他	73,385	70.85
合計	103,579	100.00

(注) 1 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

2 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	62,373	60.21

元本補てん契約のある信託の運用／受入状況
 金銭信託

科目	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	103,579	22.47	112,792	27.43
有価証券	—	—	—	—
その他	357,391	77.53	298,467	72.57
資産計	460,971	100.00	411,260	100.00
元本	459,953	99.78	410,635	99.85
債権償却準備金	310	0.07	340	0.08
その他	707	0.15	284	0.07
負債計	460,971	100.00	411,260	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

当第3四半期 貸出金103,579百万円のうち、破綻先債権額は-百万円、延滞債権額は19,477
 連結会計期間末 百万円、3ヵ月以上延滞債権額は164百万円、貸出条件緩和債権額は3,571百万円
 であります。

また、これらの債権額の合計額は23,213百万円であります。

前連結会計年度末 貸出金112,792百万円のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は19,486百
 万円で、3ヵ月以上延滞債権額は32百万円、貸出条件緩和債権額は3,803百万円
 であります。

また、これらの債権額の合計額は23,360百万円であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比8,369億円収入が増加して6,755億円の収入となりました。これは主として貸出金の減少によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比8,970億円支出が増加して8,344億円の支出となりました。これは主として有価証券の取得による支出が増加したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは前年同四半期連結会計期間比1,081億円収入が増加して801億円の収入となりました。これは主として株式の発行による収入が増加したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当第3四半期連結会計期間の期首残高に比べ787億円減少して8,398億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	東京営業部	東京都文京区	新設	店舗	—	3,405	平成21年11月
	和泉中央支店	大阪府和泉市	新設	店舗	—	771	平成21年12月
株式会社 埼玉りそな銀行	東京支店 (旧大手町 中央支店)	東京都文京区	新設	店舗	—	307	平成21年11月

2 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	12,000,000
己種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	8,000,000
第1種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	275,000,000
第2種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	281,780,800
第3種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
第9種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	10,000,000
計	8,211,780,800

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,214,957,691	同左 (注)1	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準と なる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4
己種第一回優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、5
第1種第一回優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等)	275,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、3、6
第2種第一回優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等)	281,780,786	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、3、7
第3種第一回優先株式 (行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等)	275,000,000	同左	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、3、8
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、9
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、10
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、11
計	2,076,258,477	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成22年2月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 当社の発行する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての取決め、および当社の株券の売買(金融商品取引法施行令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)についての取決めはありません。

4 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。

非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は1,667円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

5 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。

非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

引換価額

引換価額は3,597円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

6 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は1,409円とする。

引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が280円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。

7 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当率₁は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当率₁ = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当率₂は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は1,206円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 取得条項
該当ありません。
 - (6) 株主との合意による優先株式の取得
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
 - (7) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
 - (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 8 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
取得を請求し得べき期間
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が170円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 取得条項
該当ありません。
 - (6) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
 - (7) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
 - (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (5) 取得条項
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。
- 10 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第5種優先配当金
第5種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当率を乗じて算出した額を支払う。
配当率_率は年3.675% (払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。
- 非累積条項
ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項
第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- 第5種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

- (6) 議決権条項
第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。
- 11 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第6種優先配当金
第6種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。ただし、平成22年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成23年3月31日終了の事業年度中に支払う第6種優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386円51銭とする。
- 非累積条項
ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 非参加条項
第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- 第6種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
平成26年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月8日(注)1	3,000	2,076,258	37,500	364,701	37,500	364,701
平成21年12月8日(注)2	—	2,076,258	△37,500	327,201	△37,500	327,201

(注) 1 有償 第三者割当(第6種優先株式3,000千株)発行価額25,000円、資本組入額12,500円

2 会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく第6種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

(5) 【大株主の状況】

普通株式

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

丙種第一回優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

己種第一回優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

第1種第一回優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

第2種第一回優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

第3種第一回優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

第4種優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

第5種優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

第6種優先株式

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,161,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,149,697,400 第1種第一回優先株式 275,000,000 第2種第一回優先株式 281,780,700 第3種第一回優先株式 275,000,000	普通株式 11,496,974 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,098,491 第2種第一回優先株式 86	—	(注) 3
発行済株式総数	2,073,258,477	—	—
総株主の議決権	—	19,814,781	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式14,500株(議決権145個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式92株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	64,161,800	—	64,161,800	5.28
計	—	64,161,800	—	64,161,800	5.28

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

3 なお、平成21年12月31日現在の当社保有の自己株式は64,164,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.28%)であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,410	1,503	1,518	1,425	1,460	1,278	1,187	1,095	1,028
最低(円)	1,289	1,301	1,345	1,221	1,259	1,107	995	871	915

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。

優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

新任取締役

該当ありません。

退任取締役

該当ありません。

(2) 執行役の状況

新任執行役

該当ありません。

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役	商品企画部担当	池田博之	平成21年9月30日

(注) 池田博之氏は、従前通りりそな銀行常務執行役員および埼玉りそな銀行社外取締役であります。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役兼執行役副社長 グループ戦略部(注) 担当兼コーポレート ガバナンス事務局担当	取締役兼執行役副社長 グループ戦略部担当 兼コーポレート ガバナンス事務局担当	東 和 浩	平成21年10月1日
執行役 コンプライアンス統括部 担当	執行役 サービス改革部担当兼 コンプライアンス統括部 担当	喜 沢 弘 幸	平成21年10月1日
執行役 オペレーション改革部 担当兼購買戦略部担当 兼IT企画部担当	執行役 オペレーション改革部 担当兼購買戦略部担当 兼システム部担当	池 田 一 義	平成21年10月1日
執行役 財務部長 兼グループ戦略部(ファイナ ンス・グループALM)担当	執行役 財務部長	野 村 眞	平成21年10月1日

(注) グループ戦略部(ファイナンス・グループALM)担当の職務を除きます。

第5 【経理の状況】

1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益の状況、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツの四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,165,288	1,404,333
コールローン及び買入手形	759,576	658,619
債券貸借取引支払保証金	80,141	245,111
買入金銭債権	395,866	403,411
特定取引資産	679,270	519,567
有価証券	² 9,116,770	² 8,011,712
貸出金	¹ 25,792,532	¹ 26,509,254
外国為替	55,059	78,588
その他資産	1,089,818	906,688
有形固定資産	³ 322,463	³ 326,503
無形固定資産	53,222	61,107
繰延税金資産	255,968	308,893
支払承諾見返	795,798	870,318
貸倒引当金	436,632	440,967
資産の部合計	40,125,145	39,863,143

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
預金	31,891,640	32,107,797
譲渡性預金	1,046,640	582,040
コールマネー及び売渡手形	384,705	336,790
売現先勘定	159,964	790,455
債券貸借取引受入担保金	115,984	79,613
特定取引負債	166,580	122,205
借入金	1,104,753	647,508
外国為替	5,351	2,548
社債	811,388	825,258
信託勘定借	369,670	345,877
その他負債	958,997	898,915
賞与引当金	5,329	12,403
退職給付引当金	9,362	6,707
その他の引当金	27,724	25,901
繰延税金負債	21	22
再評価に係る繰延税金負債	29,968	30,695
支払承諾	795,798	870,318
負債の部合計	37,883,882	37,685,059
純資産の部		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金	400,709	493,309
利益剰余金	1,360,629	1,287,467
自己株式	86,836	86,795
株主資本合計	2,001,703	2,021,182
その他有価証券評価差額金	69,205	32,345
繰延ヘッジ損益	12,677	21,976
土地再評価差額金	40,650	41,712
為替換算調整勘定	4,050	4,363
評価・換算差額等合計	118,483	26,980
少数株主持分	121,075	129,921
純資産の部合計	2,241,262	2,178,084
負債及び純資産の部合計	40,125,145	39,863,143

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
経常収益	762,315	667,971
資金運用収益	517,257	447,032
(うち貸出金利息)	428,765	387,860
(うち有価証券利息配当金)	47,689	40,736
信託報酬	24,683	19,058
役務取引等収益	123,967	119,321
特定取引収益	42,087	27,240
その他業務収益	27,797	33,868
その他経常収益	※1 26,523	※1 21,450
経常費用	684,772	529,336
資金調達費用	105,690	68,847
(うち預金利息)	65,669	40,868
役務取引等費用	35,321	35,879
特定取引費用	—	243
その他業務費用	36,938	25,288
営業経費	286,037	288,203
その他経常費用	※2 220,784	※2 110,873
経常利益	77,543	138,635
特別利益	122,621	22,225
固定資産処分益	105,022	35
償却債権取立益	17,599	17,522
その他の特別利益	0	※3 4,667
特別損失	5,727	3,391
固定資産処分損	916	803
減損損失	2,265	2,587
その他の特別損失	※4 2,545	—
税金等調整前四半期純利益	194,437	157,469
法人税、住民税及び事業税	7,133	10,007
法人税等調整額	70,584	23,977
法人税等合計	77,718	33,985
少数株主利益	2,062	2,365
四半期純利益	114,657	121,118

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	194,437	157,469
減価償却費	15,124	18,091
貸倒引当金の増減(△)	8,839	△4,334
資金運用収益	△517,257	△447,032
資金調達費用	105,690	68,847
為替差損益(△は益)	△16,128	△41,714
固定資産処分損益(△は益)	△104,105	768
特定取引資産の純増(△)減	△130,233	△159,702
特定取引負債の純増減(△)	216,260	44,375
貸出金の純増(△)減	211,741	716,722
預金の純増減(△)	△831,433	△216,157
譲渡性預金の純増減(△)	△690,030	464,600
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△44,636	457,244
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	569,024	△32,440
コールローン等の純増(△)減	919,417	71,557
コールマネー等の純増減(△)	538,829	△546,205
信託勘定借の純増減(△)	△12,955	23,792
資金運用による収入	514,796	444,179
資金調達による支出	△109,695	△72,415
その他	△380,333	10,615
小計	457,352	958,261
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	90,751	25,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	548,104	983,817
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△27,223,086	△28,571,215
有価証券の売却による収入	21,671,819	23,458,400
有価証券の償還による収入	4,664,339	3,911,173
有形固定資産の取得による支出	△5,564	△6,818
有形固定資産の売却による収入	164,102	521
その他	△20,155	△5,291
投資活動によるキャッシュ・フロー	△748,545	△1,213,230

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	—	5,000
劣後特約付借入金返済による支出	△1,000	△5,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	150,996
劣後特約付社債の償還による支出	—	△50,320
株式の発行による収入	—	177,853
配当金の支払額	△44,249	△49,019
少数株主への配当金の支払額	△272	△297
自己株式の取得による支出	△39,202	△271,297
自己株式の売却による収入	283	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△84,441	△42,078
現金及び現金同等物に係る換算差額	△332	5
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△285,213	△271,485
現金及び現金同等物の期首残高	1,153,744	1,111,291
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 868,530	※1 839,805

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 りそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で連結子会社である株式会社りそな銀行と合併いたしました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 18社</p> <p>(会計方針の変更) 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																				
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>54,126百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>440,518百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>36,642百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>179,495百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>7,149,785百万円</td> </tr> </table> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 212,185百万円</p> <p>4 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託459,953百万円であります。</p>	破綻先債権額	54,126百万円	延滞債権額	440,518百万円	3ヵ月以上延滞債権額	36,642百万円	貸出条件緩和債権額	179,495百万円	有価証券	7,149,785百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>84,558百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>418,639百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>27,373百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>159,454百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,167,632百万円</td> </tr> </table> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 206,129百万円</p> <p>4 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託410,635百万円であります。</p>	破綻先債権額	84,558百万円	延滞債権額	418,639百万円	3ヵ月以上延滞債権額	27,373百万円	貸出条件緩和債権額	159,454百万円	有価証券	6,167,632百万円
破綻先債権額	54,126百万円																				
延滞債権額	440,518百万円																				
3ヵ月以上延滞債権額	36,642百万円																				
貸出条件緩和債権額	179,495百万円																				
有価証券	7,149,785百万円																				
破綻先債権額	84,558百万円																				
延滞債権額	418,639百万円																				
3ヵ月以上延滞債権額	27,373百万円																				
貸出条件緩和債権額	159,454百万円																				
有価証券	6,167,632百万円																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益10,178百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額54,567百万円、貸出金償却107,058百万円、株式等売却損16,363百万円、株式等償却29,232百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益7,704百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額49,753百万円、貸出金償却42,755百万円、株式等償却3,504百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別利益」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における劣後特約付社債の買入消却益であります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成20年12月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,191,365</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△322,834</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>868,530</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,191,365	日本銀行以外への預け金	△322,834	現金及び現金同等物	<u>868,530</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年12月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,165,288</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△325,483</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>839,805</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,165,288	日本銀行以外への預け金	△325,483	現金及び現金同等物	<u>839,805</u>
現金預け金勘定	1,191,365												
日本銀行以外への預け金	△322,834												
現金及び現金同等物	<u>868,530</u>												
現金預け金勘定	1,165,288												
日本銀行以外への預け金	△325,483												
現金及び現金同等物	<u>839,805</u>												

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	当第3四半期連結 会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	1,214,957
種類株式	
丙種第一回優先株式	12,000
己種第一回優先株式	8,000
第1種第一回優先株式	275,000
第2種第一回優先株式	281,780
第3種第一回優先株式	275,000
第4種優先株式	2,520
第5種優先株式	4,000
第6種優先株式	3,000
合計	2,076,258
自己株式	
普通株式	64,164
合計	64,164

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第2種第一回 優先株式	8,988	31.90			
	第3種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第9種 優先株式	3,255	325.50			

3 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	327,201	493,309	1,287,467	△ 86,795	2,021,182
当第3四半期連結会計期間末までの変動額(累計)					
新株の発行(注1)		178,650			178,650
剰余金の配当			△ 49,019		△ 49,019
四半期純利益(累計)			121,118		121,118
自己株式の取得(注2)				△ 271,297	△ 271,297
自己株式の処分		△ 0		6	6
自己株式の消却(注2)		△ 271,250		271,250	—
土地再評価差額金の取崩			1,062		1,062
当第3四半期連結会計期間末までの変動額(累計)合計	—	△ 92,600	73,161	△ 40	△ 19,479
当第3四半期連結会計期間末残高	327,201	400,709	1,360,629	△ 86,836	2,001,703

- (注) 1 平成21年9月8日の普通株式の発行及び平成21年12月8日の第6種優先株式の発行に伴い、「資本剰余金」はそれぞれ103,650百万円、75,000百万円増加しております。いずれの場合も、株式発行により増加した資本金及び資本準備金を、同日その他資本剰余金に振り替えております。
- 2 平成21年9月8日に第9種優先株式の全部を自己株式として取得し、同日消却したため、「資本剰余金」は271,250百万円減少し、自己株式は同額増減しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	792,535	808,289	15,754
地方債	241,352	251,197	9,845
合計	1,033,887	1,059,487	25,599

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	345,461	457,793	112,331
債券	7,009,199	7,003,298	△5,900
国債	6,164,790	6,153,281	△11,508
地方債	125,941	128,620	2,679
社債	718,468	721,396	2,928
その他	305,396	301,850	△3,546
合計	7,660,057	7,762,942	102,884

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第3四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は2,869百万円であります。

また「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末

※ 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引(平成21年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	324,013	58	58
店頭	金利スワップ	19,114,103	19,784	19,710
	キャップ	59,383	483	719
	フロアー	78,591	1,217	1,255
	スワップション	483,300	△591	149
	合計	—	20,951	21,892

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,928,730	△3,470	42,313
	為替予約	1,561,347	△30,967	△30,967
	通貨オプション	3,011,051	86,075	89,227
	合計	—	51,637	100,572

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称：株式会社りそな銀行

事業の内容：銀行・信託業務

被結合企業

名称：りそな信託銀行株式会社

事業の内容：銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行(当社の連結子会社)を存続会社、りそな信託銀行株式会社(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

合併期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	50.94	△303.63

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,241,262	2,178,084
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,182,637	2,504,743
うち少数株主持分	百万円	121,075	129,921
うち優先株式	百万円	2,061,561	2,336,561
うち優先配当額	百万円	—	38,260
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	百万円	58,625	△326,659
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	千株	1,150,793	1,075,824

2 1株当たり四半期純利益金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	10,120.10	109.39
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	5,211.63	51.25

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	114,657	121,118
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	114,657	121,118
普通株式の期中平均株式数	千株	11,329	1,107,167
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	10,670	1,256,074

2 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたしました。当該株式分割が前期首に行われたものとして計算した前第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額等は以下のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	101.20
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	52.11

2 【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
経常収益	275,061	213,709
資金運用収益	168,639	145,152
(うち貸出金利息)	143,521	126,722
(うち有価証券利息配当金)	15,119	13,467
信託報酬	5,845	4,590
役務取引等収益	36,935	38,686
特定取引収益	46,637	824
その他業務収益	14,581	19,859
その他経常収益	2,421	4,595
経常費用	248,896	152,525
資金調達費用	31,612	21,735
(うち預金利息)	19,941	12,696
役務取引等費用	12,652	12,447
特定取引費用	—	439
その他業務費用	45,402	5,161
営業経費	95,908	93,846
その他経常費用	※1 63,321	※1 18,894
経常利益	26,164	61,183
特別利益	19,042	7,458
固定資産処分益	278	35
貸倒引当金戻入益	14,344	1,672
償却債権取立益	4,419	5,750
特別損失	351	246
固定資産処分損	250	177
減損損失	100	58
その他の特別損失	—	10
税金等調整前四半期純利益	44,855	68,395
法人税、住民税及び事業税	836	2,551
法人税等調整額	15,303	29,022
法人税等合計	16,139	31,573
少数株主利益	449	1,296
四半期純利益	28,267	35,525

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※1 「その他経常費用」には、貸出金償却29,382百万円、株式等売却損12,954百万円、株式等償却17,602百万円を含んでおります。	※1 「その他経常費用」には、貸出金償却15,141百万円を含んでおります。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

(所在地別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

1株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	2,521.21	30.87
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	1,162.04	14.16

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	28,267	35,525
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	28,267	35,525
普通株式の期中平均株式数	千株	11,211	1,150,794
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	13,113	1,357,722

2 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたしました。当該株式分割が前第3四半期期首に行われたものとして計算した前第3四半期連結会計期間の1株当たり四半期純利益金額等は以下のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	25.21
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	11.62

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂 印
----------------	-------	-----	-----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂 印
----------------	-------	-----	-----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝 印
----------------	-------	-----	-----

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 檜垣誠司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス東京本社 (東京都千代田区大手町一丁目1番2号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第9期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。